

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要					
事業名	街路事業				
地区名	都市計画道路 西今宿東条線				
事業箇所	愛知県あま市甚目寺流～あま市甚目寺八尻				
事業のあらまし	<p>(都) 西今宿東条線は、あま市と大治町を縦断する地区幹線道路である。現道である(一)名古屋甚目寺線は、あま市甚目寺地区と名古屋市方面とを結ぶ幹線機能を担っている。</p> <p>このうち、当該事業区間は、あま市立甚目寺小学校の通学路に指定されているが、歩道が狭小・不連続であり、歩行者及び自転車の安全確保が求められている。また右折車線が無いことから円滑な交通が阻害されている。</p> <p>このため、「交通安全対策の強化」「交通円滑化」を主な目的として、車道拡幅、歩道設置を実施するものである。</p>				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>①交通安全対策の強化</p> <p>②交通円滑化</p> <p>【副次目標】(必要に応じて記載する)</p>				
計画変更の推移		事業採択時(H7)	再評価時(H28)	変動要因の分析	
	事業期間	H7～H28	H7～H33	用地交渉の難航	
	事業費(億円)	20.3	20.3		
	経費内訳	工事費	1.3	1.3	
		用補費	17.2	17.2	
その他		1.8	1.8		
事業内容	現道拡幅 L=440m, W=18～21m	同左			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 西今宿東条線の現道である(一)名古屋甚目寺線は甚目寺小学校の通学路となっているが、歩道が狭小・不連続であり通学児童の安全性が脅かされている。 ・(都) 西今宿東条線の現道である(一)名古屋甚目寺線は当該地域を支える重要路線であるが、右折車線が無いことなどから円滑な交通が阻害されている。 <p>【再評価時の状況】</p> <p>事業採択時と変化なし。</p>			
	判定	B	<p>A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全性を確保する必要があること、また、地区幹線道路でありながら、円滑な交通が阻害されているなど、事業の必要性が高い。 		

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】							
			H7	H8～H12	H13～H17	H18～H22	H23～H27	H28～H32	H33
	工種 区分	調査・設計	←→						
		用地補償	←→			←→			→
		工事				←→			→
	事業費 (億円)	計画	0.1	8.0	0.0	3.2	8.6	4.3	0.4
		実績	0.1	8.0	0.0	3.1	4.4		
		【進捗率】							
			これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況			
			計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	進捗率(%) 【②÷③】		
	延長(km)	0.440	0.0	0.0%	0.440	0.0%			
	事業費(億円)	19.9	15.6	79%	20.3	77%			
	工事費	0.9	0.4	44%	1.3	31%			
	用補費	17.2	13.6	79%	17.2	79%			
	その他	1.8	1.6	91%	1.8	91%			
	【施工済みの内容】								
	・ 拡幅部には新たに歩道を設置し、うち約 80m が部分的に供用している。								
	2) 未着手 又は長期化の理由	・ 事業区間は地権者が多いこと、連絡がとれない住民がいたことから、用地交渉に時間を要しているため、事業が長期化している。							
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 ・ 連絡がとれなかった住民とようやく連絡がとれて交渉を始めたところである。 【今後の見込み】 ・ 用地買収は面積ベースで約 89%であり、すでに約 80m区間が供用済み。連絡が取れなかった住民とは交渉を始めて間もないが、事業について反対でないため、今後は引き続き用地買収を進めることにより、平成 33 年度に事業完了する見込みである。							
	判定	<p>A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・ これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <p>○ これまでの事業が長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</p> <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>							
		【理由】 ・ これまで用地買収が遅れて事業が長期化した。すでに約 80m区間が供用済みである。今後は引き続き用地交渉を進めることにより、平成 33 年度の事業完了が見込まれる。							

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】

-

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区分		事業採択時 (事前評価なし)	再評価時 (基準年：H28)	備考
費用 (億円)	改築費	/	25.1	
	維持修繕費		0.4	
	合計(C)		25.5	
効果 (億円)	走行時間短縮便益		32.4	
	走行費用短縮便益		1.3	
	交通事故減少便益	-0.1		
	合計(B)	33.6		
(参考) 算定要因	計画交通量(台/日)		10,000	
費用対効果分析結果(B/C)			1.3	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものの

※事業採択時は「貨幣価値化可能な効果分析」を実施していない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

- ・ 道路・街路事業の事業評価マニュアル(平成28年7月 愛知県建設部)

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【再評価時の状況】

- ・ 貨幣価値化困難な効果としては、「地震減災対策の推進」、「交通安全対策の強化」及び「集約型まちづくりと良質な生活空間の創出」があり、「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」による評価値は0.89である。

達成目標(建設部方針)		評価対象の判断	貨幣価値化可能な効果 評価基準表		
			評価項目	基礎点	得点
1 防御力	②地震減災対策の推進	○	■ b) 地域の防災性の向上が期待できる	MAX3	2
			<input type="checkbox"/> 災害時における避難路や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保するもので、幅員6m未満の道路を解消するもの	3	
			■ 災害時における避難路や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保するもの <input type="checkbox"/> 地域防災計画に整合した事業である	2 1	
合計			3	2	
4 魅力	③交通安全対策の強化	○	■ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	3
			■ 通学路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	
			<input type="checkbox"/> 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する <input type="checkbox"/> その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	2 1	
合計			3	3	
4 魅力	④集約型まちづくりと良質な生活空間の創出	○	■ b) 歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される	MAX3	3
			■ 歩行者・自転車交通の多い区間(500人/日程度)において、歩行者、自転車の利用空間の整備により、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される	3	
			<input type="checkbox"/> DID区域内で歩道がない又は歩道幅員が狭小の区間における歩道の整備に該当し、歩行者・自転車の通行の快適性・安全性の向上が期待される <input type="checkbox"/> その他、市街地における歩行者・自転車の利便性・安全性の向上が期待される事業に該当する	2 1	
合計			3	3	
総合計				9	8
評価値				0.89	

判定	A	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。</p> <p>B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。</p> <p>C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p>
	【理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・ B/Cは1.0を超えているとともに、貨幣価値化困難な効果の評価値についても0.6を超えており、十分な事業効果の発現が期待できるため。
III 対応方針（案）		
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。</p> <p>継続：上記以外のもの。</p>	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>-</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺道路における交通状況の変化（交通量、旅行速度）を定量的に評価する。 ・ 事業区間における交通事故発生状況（事故件数、事故類型）を定量的に評価する。 		
V 事業評価監視委員会の意見		
VI 対応方針		